

扶養手当運用要綱

制 定 平成21年3月30日

最近改正 令和8年3月31日

(趣旨)

第1条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号。以下「条例」という。）及び大阪市水道局企業職員給与規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号。以下「規程」という。）の規定による扶養手当の支給について、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(心身に著しい障害がある者)

第2条 条例第6条第2項第5号に規定する「心身に著しい障害がある親族」とは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 民法第725条に規定する親族に限る。
- (2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第10条に規定する障害者の例による。
ただし、終身労務に服することができない程度の障害でないときは、扶養親族たる心身に著しい障害がある者とすることはできない。

(主たる扶養者)

第3条 規程第15条の2第4号に規定する「主たる扶養者」であるかどうかについては、別表第1のとおりとする。なお、複数の子にかかる扶養義務者として、職員と他の扶養義務者がある場合で、職員と他の扶養義務者が同居（仕事による別居の場合は含む）している場合は、扶養手当を分離して認定することはできない。

2 職員が別居している父母等（子以外の者をいう。以下同じ。）を送金等によって扶養している場合の当該父母等に係る扶養親族の認定に当たっては、職員の送金等の負担額が、当該父母等の所得以下の金額であっても、当該父母等の全収入

(父母等の所得及び職員その他の者の送金等による収入の合計額)の3分の1以上の額であるときには、当該父母等を読替え後の条例第6条第2項に規定する「職員の収入により生計を維持する者」として取り扱うものとする。ただし、職員が兄弟姉妹等と共同して父母等を扶養している場合には、職員の送金等の負担額が兄弟姉妹等の送金等の負担額のいずれをも上回っているときに限り、「主として」職員の収入により生計を維持する者として取り扱うものとする。

(収入)

第4条 扶養手当における収入とは、所得税法又は地方税法上の所得金額に関係なく総収入(一時的な収入を除く。)をいい、失業保険金、年金等の継続的な収入を含む。ただし、事業収入、不動産収入等で、当該収入を得るために経費の支出を要するものについては、その経費の実額(減価償却費及び貸倒金を除く。)を控除した額とする。

2 規程第15条の2第2号に規定する年額による収入限度額(以下「収入限度額」という。)及び被扶養者の収入は暦年で比較することを原則とし、収入が生じた日は当該暦年の1月1日とみなす。ただし、当該暦年の1月2日から12月1日までの間において明らかな事由の変更があった場合は、当該暦年を事由変更日の属する月(事由変更日が1日のときは前月)までとその翌月以降とに分け、それぞれの期間で按分した収入限度額と当該期間の収入とを比較する。この場合、当該期間の収入が生じた日は当該期間の初日とみなす。

なお、明らかな事由の変更日とは下記のとおりとする。

ア 就職日、退職日翌日

イ 育児休業、産前・産後、休職等、長期に職務に就かない期間の開始日、終了日翌日

ウ 育児休業中における育児休業手当金(育児休業基本給付金)、介護休業手当金(介護休業給付)、傷病手当金、休業手当金の受給対象期間の終了日翌日

エ 雇用保険の受給対象期間の開始日、終了日翌日

オ 年金受給対象期間の開始日、終了日翌日、年金額改定日（決定通知日が開始日又は改定日以降の場合は、決定通知日）

カ 18歳に達する日後の最初の4月1日

（扶養親族の届出）

第5条 規程第17条第1項による届出は、人事給与システム（庶務事務システム）を使用して届け出るものとする。この場合においては、同項に規定する扶養親族（異動）届の提出があったものとみなす。

（届出にかかる添付書類）

第6条 規程第17条第3項各号に掲げる添付書類は、別表第2のとおりとし、添付書類のうち「扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書」の様式は第1号様式のとおりとする。

（届出を受理した日）

第7条 規程第20条第1項ただし書の「届出を受理した日」とは、職員が行った届出に係る書類等（庶務事務システムによる届出を含む。以下同じ。）を局長が受け付けた日（届出に係る書類等が2以上ある場合は、これらを受け付けた日のうち最も早い日）とする。

2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する日の翌日から起算して30日を経過するまでの間に局長が書類等に不備があると認めることにより当該届出が完了しない場合は、書類等を受け付けた日のうち最も遅い日を届出を受理した日とする。

3 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が規程第17条による届出を行うことができないと局長が認める期間は、規程第20条第1項ただし書の「15日」の期間に含まれないものとする。

（届出を要しない場合）

第8条 規程第17条第2項の「局長が定める場合」は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合とする。

- ア 扶養手当を受けている職員が離職し、若しくは死亡した場合又は条例第6条の規定の適用の対象から除外される職員となった場合
- イ 扶養親族たる子又は条例第6条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- ウ 扶養親族たる父母等で規程第17条第1項の規定による届出に係るものがある6級職員等が6級職員等及び7級以上職員等（以下「6級以上職員等」という。）以外の職員となった場合
- エ 扶養親族たる父母等で規程第17条第1項の規定による届出に係るものがある職員で7級以上職員等以外のものが7級以上職員等となった場合
- オ 扶養親族たる父母等で規程第17条第1項の規定による届出に係るものがある職員で6級以上職員等以外のものが6級職員等となった場合
- カ 職員の扶養親族たる子で規程第17条第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間（15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。以下同じ。）にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- キ その他届出が不要と局長が認める場合

（事後の確認）

第9条 局長は、必要があると認めるときは、現に扶養手当の支給を受けている職員及びその扶養親族が読替え後の条例第6条第1項及び第2項に定めるそれぞれの要件を備えているかどうか並びに扶養手当の支給額が適正かどうかについて確認するため、当該職員に対し、扶養の状況等について報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

2 局長は前項の規定により確認した結果、条例、規程及びこの要綱の規定に照し、扶養手当の支給額が不適正であり、扶養手当の支給を停止し、又は支給額を減ずる必要があると認めるときは、当該扶養手当の月額が決定された時点（扶養手当

の支給額が不適正となった時点について証明があったときは、その時点)にさかのぼって支給を停止し、又は支給額を減じて改定しなければならない。

(施行の細目)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、通知の日（令和元年7月1日）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されているこの要綱による改正前の扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和2年9月16日局長決）

この要綱は、通知の日（令和2年10月1日）から施行する。

附 則（令和3年3月31日局長決）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に支給すべき事由が生じた手当の支給に係る届出を受理した日の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年7月28日局長決）

この改正規定は、令和3年8月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日職員課長決）

この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月24日職員課長決）

この改正規定は、令和7年4月24日から施行する。

附 則（令和8年3月31日職員課長決）

この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

職員が「主たる扶養者」として認定される場合の基準

職員と被扶養者との関係	他の扶養義務者の状況		認定内容		
同居	収入130万円以上の他の扶養義務者がいる	当該他の扶養義務者は全員、被扶養者と同居していない	認定		
		当該他の扶養義務者のうち被扶養者と同居しているものがある	「当該他の扶養義務者のうち被扶養者と同居しているもの」より費用負担が多い場合のみ認定		
	収入130万円以上の他の扶養義務者がいない		認定		
別居	収入130万円以上の他の扶養義務者がいる	当該他の扶養義務者は全員、被扶養者と同居していない	被扶養者が子	当該他の扶養義務者より費用負担が多い場合のみ認定	
			その他	第4条2項に基づき認定	
		被扶養者が子	仕事の場合による別居	「当該他の扶養義務者のうち被扶養者と同居しているもの」より費用負担が多い場合のみ認定	
	その他			認定しない（注3）	
			その他	認定しない（注4）	
	収入130万円以上の他の扶養義務者がいない			被扶養者が子	費用負担していれば認定
		その他	第4条2項に基づき認定		

（注1）費用負担には扶養義務者と被扶養者が共同で利用するものにかかる費用など、負担額が判明できないものは含まない。なお、送金は含む。

（注2）他の扶養義務者が18歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の3月31日にある場合（以下「大学生年代にある場合」という。）は、別表中「収入130万円以上」を「収入150万円以上」と読み替える。

（注3）ただし、「当該他の扶養義務者のうち被扶養者と同居しているもの」の収入が260万円未満（当該他の扶養義務者若しくは被扶養者が大学生年代にある場合は280万円未満、当該他の扶養義務者及び被扶養者の両方が大学生年代にある場合は300万円未満）の場合は、「当該他の扶養義務者のうち被扶養者と同居しているもの」より費用負担が多い場合のみ認定。

(注4) ただし、「当該他の扶養義務者のうち被扶養者と同居しているもの」の収入が260万円未満（当該他の扶養義務者若しくは被扶養者が大学生年代にある場合は280万円未満、当該他の扶養義務者及び被扶養者の両方が大学生年代にある場合は300万円未満）の場合は、第4条第2項に基づき認定する。

扶養認定に必要な書類

区 分	添付書類
出生したとき	住民票の写し（職員と子、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書
退職したとき（父母、弟妹、孫を除く）	住民票の写し（職員と退職した者、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	離職票1、2（写し）
	扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書（配偶者を除く）
	申立書
満60歳以上の父母を扶養するとき	住民票の写し（職員と父母、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	扶助料又は最新の年金改定通知書（写し）（改定がない場合は年金証書（写し））
	離職票1、2（写し）（退職したとき）
	扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書
	申立書
育児休業を開始したとき	住民票の写し（職員と育児休業を開始した者、続柄入り）
	戸籍抄本（職員及び育児休業を開始した者が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	育児休業承認書（写し）
	産前休暇を開始した月の前月の給与明細（写し）
	申立書
心身に著しい障害がある満22歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子を扶養するとき	住民票の写し（職員と子、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	終身労務に服することができない程度の障害であることが記載された医師の診断書等
	扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書
	申立書

心身に著しい障害がある配偶者、父母又は兄弟姉妹等を扶養するとき	住民票の写し（職員と配偶者、父母又は兄弟姉妹等、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	終身労務に服することができない程度の障害であることが記載された医師の診断書等
	扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書
	申立書
収入限度額未満になったとき（父母、弟妹、孫を除く）	住民票の写し（職員と収入減となった者、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	産前産後、長期欠勤、休職であることがわかるもの（写し）
	扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書（配偶者を除く）
	申立書
雇用保険の受給が終了したとき（父母、弟妹、孫を除く）	住民票の写し（職員と雇用保険の受給が終了した者、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	雇用保険受給資格者証（支給終了と印字されたもの）（写し）
	扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書（配偶者を除く）
	申立書
養子縁組したとき	住民票の写し（職員と養子縁組した者、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書
	申立書
弟妹又は孫を扶養するとき	住民票の写し（職員と弟妹又は孫、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	離職票 1、2（写し）（退職したとき）
	扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書
	申立書

配偶者がいなくなったことにより新たに子を扶養するとき	住民票の写し（職員と子、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書
	申立書
職員の費用負担が配偶者の費用負担を上回ることにより子を扶養親族とするとき	住民票の写し（職員と子、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書
	申立書
その他新たに扶養するとき	住民票の写し（職員と扶養しようとする者、続柄入り）
	戸籍抄本（職員が世帯主でない場合又は住民票の写しで続柄が確認できない場合）
	その他（事由により個々に決定する）（写し）
	扶養親族・共済組合被扶養者にかかる申出書
	申立書

別居している者を扶養する場合又は同居している扶養親族が別居するに至ったが、引き続き扶養する場合は、上記添付書類に加え以下のものを追加すること

区 分	添付書類
別居している者を扶養するとき又は同居している扶養親族が別居するに至ったが、引き続き扶養するとき	住民票の写し
	振込領収書（職員）（写し）
	通帳（別居している者）（写し）

別居していた扶養親族が同居するに至った場合

区 分	添付書類
別居していた扶養親族が同居するに至ったとき	住民票の写し
	申立書

扶養減員に必要な書類

区 分	添付書類
死亡したとき	住民票の写し（×表示のあるもの、職員と死亡した者） 又は死亡診断書（写し）
被扶養者が婚姻したとき	住民票の写し（×表示のあるもの、職員と婚姻した被扶養者）
	戸籍抄本

就職したとき	就職証明書又は在職証明書（就職年月日入り）（写し）
雇用保険を受給開始したとき	雇用保険受給資格者証（写し）
別居したとき	住民票の写し（×表示のあるもの、職員と別居した者）
	申立書
育児休業が終了したとき	育児休業承認証（写し）又は育児休業期間変更通知書（写し）
年金受給の開始（額改定）したとき	年金証書（写し）、年金改定通知書（写し）